

平成24年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針 について

平成25年2月15日現在

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

1 評価の対象

- (1) 事業名：麻溝台・新磯野地区整備推進事業
- (2) 事業所管局：都市建設局

2 評価の時期（予定）

- (1) 大規模事業評価委員会：3月（概要説明）
- (2) 自己評価調書作成：平成25年3月
- (3) 局内評価会議：平成25年4月
- (4) 市民意見聴取：平成25年4月～5月
- (5) 大規模事業評価委員会諮問：平成25年5月
- (6) 大規模事業評価委員会答申：平成25年7月
- (7) 対応方針の決定：平成25年7月
- (8) 対応方針の公表：平成25年7月

3 評価の視点（案）

(1) 事業の必要性	・ 公共が担う必要性はあるか ・ 市が実施する必要性はあるか
(2) 事業の妥当性	・ 整備手法は妥当か ・ 事業規模は妥当か ・ 整備箇所は妥当か
(3) 事業の優先性	・ 事業着手時期は適切か
(4) 事業の有効性	・ 事業の有用性が認められるか ・ 課題解決のための有効な手段か
(5) 事業の経済性・効率性	・ コストの適切性
(6) 環境・景観への配慮	・ 周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか ・ 事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減するための工夫がされているか

大規模事業評価委員会により、評価の視点が追加される場合があります。

4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価委員会へ事業の概要を説明し、評価の視点を確定します。
- (2) 大規模事業評価調書の作成及び局内評価を実施します。

- (3) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (4) 大規模事業評価実施要綱第 8 条の規定に基づき、大規模事業評価委員会へ諮問します。
- (5) 大規模事業評価委員会の答申を受けた後、事業の対応方針を定め、公表します。

5 公表

- (1) 公表の内容：大規模事業評価調書、市民意見、委員会答申、対応方針
- (2) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以 上

【問合せ】

大規模事業評価に関すること	企画市民局 企画部 経営監理課 042 (769) 9240 keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp
大規模事業評価対象事業に関すること	都市建設局 まちづくり事業部 拠点整備課 042 (769) 9254 kyoten2@city.sagamihara.kanagawa.jp